

令和3年9月29日

関係各位

独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社
吉野川本部長 益山高幸

**「まん延防止等重点措置」解除後の吉野川本部の職員勤務体制について
(在宅勤務体制(出勤者の5割削減)の延長)**

平素より、当機構の業務運営にあたり、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、香川県において適用されている「まん延防止等重点措置」が9月30日をもって解除されることになりました。

一方、「まん延防止等重点措置」の解除により、感染症の再拡大が当面懸念されることから、下記のとおり出勤者の削減を7割から5割に変更し、在宅勤務体制を継続します。

通常の業務に支障を来すことがないように、在宅勤務職員との連絡体制を整えていますが、お問合せへの対応や取次ぎに多少時間がかかる場合があります。

また、在宅勤務体制期間中における当本部へのご来訪、職員との面談は、必要やむを得ない場合を除き、ご遠慮いただきますようお願いします。

感染症まん延の再拡大を防止するための措置として、皆様方のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 勤務体制

吉野川本部勤務職員の出勤者を5割削減し、防災態勢等の緊急時を除き出勤者8名程度とします。

また、当機構職員の出張や面談は必要やむを得ない場合を除き控えることとし、可能な限り電話、メール、オンライン等で対応することとします。

2. 在宅勤務体制の措置期間

10月15日(金)まで

3. 連絡体制

在宅勤務職員へのお問合せ等は、出勤職員が取次ぎ、連絡体制を確保します。

本件に関するお問合せ先

独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社
吉野川本部 総務課長 船越
〒760-0018 香川県高松市天神前10-1
電話(087)835-6600